

船舶を運航するみなさまへ

船舶で人の運送を行う場合は「海上運送法」の手続きが必要です！

海上運送法とは？

海上運送法は、**船で人や物を安全に運ぶためのルールを定めた法律**です。海上(河川、湖等を含む)において、船舶を使用し、**他人の需要に応じて、人を運送する場合は、海上運送法の手続きが必要です。**



旅客船でなくても注意！

フェリーやクルーズ船だけでなく、小型船、プレジャーボートなどの**旅客定員が12人以下の船舶（非旅客船）**でも、人の運送を行う場合は、**海上運送法の事業登録が必要になります。**



こんな場合は要注意！

次のような運送をしていませんか？

- ・ 観光、遊覧、イベントなどで人を乗せている
- ・ 第三者から頼まれて、作業員・関係者を船で運んでいる
- ・ 遊漁・瀬渡し以外の目的で、人を運送している

このような場合は、**手続きが必要です。**



国土交通省

一般不定期航路事業の

適用・非適用の目安/問い合わせ先

非旅客船を使用し、他人の需要に応じて、次のような運送を行う場合は、一般不定期航路事業の登録が必要です。

- ・ 観光遊覧、イルカウォッチング、海上からの現場見学
- ・ 目的地への人の運送（海上タクシーなど）

※有償のものに限らず、**無償でも**、上記のような運送を行う場合は、一般不定期航路事業の登録が必要です。

無登録営業と判断された場合

海上運送法においては、一般定期航路事業に係る無登録営業の罰則として、**1年以下の拘禁刑**若しくは**150万円以下の罰金、又はこれを併科**することとされています。



登録が不要となる例

次のような場合は一般不定期航路事業の登録が不要です。

- ・ エンジンがなく、人力のみで運転する船を使用する場合
- ・ 家族や友人、隣人を無償で自家用運送する場合
- ・ 遊漁船行為（遊漁や瀬渡し）のみを目的とする場合

※登録が必要かどうかご不明な場合は、**地方運輸局等へご相談下さい。**

問い合わせ先



地方運輸局等
連絡先一覧

